

# やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信  
 No.35 (2000.10.12)  
 事務局 TEL/FAX 0584-78-4119  
 大垣市田町1-20-1 近藤方

## 収用委は直ちに中断・凍結を! - 9月19日審理で抗議・退場

岐阜県収用委員会は自ら「事業の公益性の判断はできない」という。私たちも徳山ダム裁判の被告代理人を務める会長に公益性の判断などしてほしくない。だからすでに事業の公益性を裁判で争っている私たちとしては、こうした収用委員会を開くこと自体が認められないので、2月の第1回審理以来、「収用委員会を凍結・中断せよ」と強く求めてきた。

これまで「言いたいことは言わせてやる」といった態度をとってきた端元会長は、前回9月19日の審理では冒頭から地権者側の発言や行動を制限する強権的な審理指揮へとシフトし、これと呼吸を合わせるように、事業者・水公団は審理の促進を繰り返し求めた。

私たちは、収用委の審理を開催すること自体が問題だと考えている。これまでも審理の凍結・中断を求めて来たが、前回の審理の最終段階で、上田武夫代表は、審理の凍結・中断についての収用委員会の判断を迫った。これに対して収用委員会は「凍結・中断は行わない、次回に現地調査を行う」旨の一方的通告を行ってきた。これは岐阜県収用委の「早期収用裁決」の立場を鮮明にしたものである。

私たちは、なおも収用委員会の凍結・中断を求める。岐阜県収用委は10月24日に「現地調査」を行うとしているが、認められない。今後の収用委開催は認めず、収用委に対して文書で抗議を重ねていく。

審理の中断を  
 地権者ら要請  
 徳山ダム巡り収用委員  
 藤橋村で水資源開発公団  
 が建設を進める徳山ダムの  
 未買収地をめくり、収用

委員会(端元博保会長)は十九日、建設反対グループのメンバーらが権利を持つ共有地〇・五畝について第四回審理を開いた。反対運動の象徴的な土地だが、冒頭から公団側と対立が続き、要質的話し合いがないまま終わった。反対派は次回以降は欠席する意思を示した。

審理には公団関係者と地権者である「徳山ダム建設中止を求める会」(上田武夫代表)のメンバーらそれぞれ約二十人が出席した。「求める会」事務局の近藤ゆり子さんは、建設大臣の事業認定取り消しを求めて岐阜地裁で争っていることを挙げ、「判決が出るまでは審理を中断してくれ」と話している」と話し、審理そのものの凍結を求めた。委員らは十分ほど話し合ったが、端元会長は「土地収用法や行政手続法に『中断』の規定はない」として、今後も審理を続けることを告げた。地権者らは抗議して席を立った。

9/20  
 朝日新聞

## 水源転換・ダイオキシン問題 - 大垣市、岐阜県に要請書を提出

大垣市には8月28日(8名参加)、岐阜県には9月19日(14名参加)に、およそ以下のような内容の要請書を提出し、担当者とは話し合った。

1. この地域で徳山ダムの水へと水源転換を行うことは、住民に多大な負担を負わせることになるのみならず、健康まで脅かされる。この地域の水道水源として今の地下水源を守り、揖斐川の表流水への水源転換はしない、と表明すること。
2. それが当面不可能なら、水利権負担額と追加投資額及びその各市町の負担分を明らかにし、水源転換による住民負担の大きさを示して、住民の賛否を問うこと。
3. 水源転換の有無にかかわらず、揖斐川のダイオキシン汚染について ①発生源の特定 ②汚染の実態把握 ③新たな発生の防止と汚染除去対策の策定 を行い、すみやか住民に知らせること

話し合いの席で、岐阜県側は「環境保全＝地盤沈下対策のために水源転換は必要」と繰り返した（さすがに水が足りないから、とは強調しない、できない）。その理由として「98-99年に1cmの地盤沈下があった」（この時期の詳しいデータは未発表）「羽島市小藪で大きな沈下があった」という。しかし地下水位はこのところずっと上がってきているから、仮に一部地域で地盤沈下があったとしても、地下水汲み上げとは無関係である（村瀬惣一さんの調べでは、「沈下」が報告されているのは道路や鉄道などの沿線のみ）。また地下水規制を実効性あるものとしたいのなら、水道の3倍を使っている工場の地下水汲み上げ規制が先のはずだが、岐阜県は何の対策も行おうとはしていない（工業用水の回収率の全国平均は78%であるのに対して、西濃地域では30%台。ちょっとした「指導」で大幅に汲み上げ量を減らすことができるはず）。「地盤沈下対策としての地下水規制が必要。だから水源転換をする」というのがこじつけであることは明白である。

また、揖斐川はきわめてダイオキシン濃度が高いことの問題については「国の基準を下回っているのだから問題ない。基準を超えない限り何もしない。」というのみ。「ダイオキシンは微粒子に付着するものだから沈殿で除去できる。源水のダイオキシン濃度が高くても大丈夫」という認識に至っては何をかいわんや。

「なんで今の安くておいしい水を捨てて、高いお金を払って危険な水を飲まなくてはならないのか？」 この基本的な疑問に対するまともな回答は何一つなかった。

# 徳山ダムの水で応酬

大垣市と住民団体  
ダイオキシンや利水

藤橋村で水資源開発公社が建設を進める徳山ダムについて、住民グループ「徳山ダム建設中止を求める会」（上田武夫代表）は二十八日、大垣市の揖斐若らと利水面を話し合った。建設省の調査で揖斐川から猛毒のダイオキシン類が高い数値で検出されたことから、「求める会」は「地下水から揖斐川の表流水に水源転換すれば、市民に大きな負担を背負わせ、市民の生命や財産も危うくする」と訴えた。しかし、市側は

「ダイオキシンは沈殿させれば処理しやすい」と答えた。求める会は「認識が甘い」と反発している。「求める会」は八人が参加、揖斐川のダイオキシン類の発生源の特定や汚染の実態把握などを小倉溝市長

に求める要請書も提出した。大垣市の上水道第四次変更計画は約百七十七億円の工事をかけ、一九九四年から配水管を敷設、更新したり、水源地の井戸を新設したりしている。進捗率は四〇%という。この計画に対し、「求める会」から「ばく大な予算をかけて給水人口を増やすのに、徳山ダムの水は必要ないのではないか」という

8/24 朝日

質問が出た。これに対し、水道課の大藪幸男課長は「将来、十分地下水を取水できなくなる可能性もあるので、水利権を確保する必要があらうかと思われる」と答えた。

「地下水を取水できなくなる要因は何か」という質問には即答できず、「具体的にどこでどういふことではなく、様々な環境の変化」と答えるにとどまった。

また、ダイオキシン類が海津町の揖斐川福岡大橋付近の底質で九九年秋、一ヶあたり十九グラムという全国的にも高い値が検出されたことについて、「求める会」から「どこが汚染源か特定できないのに有害な

揖斐川の水を飲む計画には強い疑問と懸念を抱く」という意見があった。これに対し、環境衛生課の小倉竹治課長は「ダイオキシンは泥に付着するといふ形で出てくるのが予想され、固形なので沈殿させれば処理しやすい」と一般論で答えた。また、検出結果が「高濃度」ではないという認識も示した。

## 「水道水源にするな」

ダイオキシン  
検出の揖斐川

徳山ダム建設  
中止求める会  
大垣市に申し入れ

メンバーからは「認識が甘い」「楽観的すぎた」という反論が相次いだ。

## 反対市民、県 収用委に反発

徳山ダム建設

藤橋村に建設されている徳山ダムの土地収用をめぐる、トラスト運動を続けていた市民グループ「徳山ダム建設中止を求める会」(上田武天代表)の所有地を対象にした収用委員(端元博会長)が19日、岐阜市内で開かれた。水資源開発公団職員11人と同会のメンバー14人が出席。市民グループ側は同委員会の中断を求めたが、受け入れられなかったため、今後の委員会に出席しないことを決めた。

審理では、グループ側が事業者の公団側に対し、徳山ダムの利水、治水、環境面などについて質問。公団側は「収用委員会を話し合う場ではない」として回答しなかった。このためグループ側は、係争中の徳山ダムの事業設定取り消しを求め訴訟に挑み、「裁判ではつきりするまで収用委員会は中断すべき」と要請した。同委員会では協議のうえ、「土地収用法では中断の決定はなごう」として続行を求めたため、グループ側は今後の収用委員会に出席しないことを反発していた。

上田武天代表は「環境にやさ

られないなら収用委員会で話し合う必要はない」と話している。同委員会では今後、当事者からの意見が出なければ審理を終結し、収用判決を取るようになる。グループ側は判決が出た後、収用委員会に対して取り消しを求める訴訟を起す方針。

また、同グループはこの日、「徳山ダムから得られる指斐川表流水は、ダイオキシン汚染の心配がある」として、権原拓知事に対し、実態の把握や住民への説明などを求める要請書を出した。県側は「ダムからの水道水供給予測やダイオキシン対策についても質問した。県側は「ダイオキシン濃度の測定平均値は基準を下回っている」と問題ない」と答えた。

【五味 登壇】

## 貴重な徳山の自然

前号(34号)にも載せましたが(公団の発表前なので場所等が特定されないようにぼやかしました)8月20日の朝、キャンプでの朝食後のくつろいだ時間に、イヌワシの幼鳥をじっくり観察できました。ダムが完成し、門入の近くまで水没したら「幼鳥の行動圏では自然改変はしない」としている指針はどうなるのでしょうか?

10月1日には、やはり門入で、クマタカを見ました。大型猛禽類以外の絶滅危惧種も数多く確認されています。それでも「法の適用以前の計画だから」と環境アセスメントも行わないで工事を進めてしまうことを容認する環境行政とはいったい何なのでしょう?

↑ 9/20 毎日新聞

# 絶滅危ぐコウモリを確認

## 徳山ダム 環境対策委 保護へさらに調査

水資源開発公団が建設工事を進めている徳山ダム(岐阜県藤橋村)について、環境保全の見地から学識経験者が助言する「徳山ダム増進保全対策委員会」(委員長・佐藤正孝名古屋女子大教授)の第二回会合が四日、名古屋市内で開かれた。公団側はダム建設予定地周辺に生息が確認されているクマタカの生息を調べ、保全策を検討するため、クマタカの営巣木に超小型カメラを取り付ける計画を明らかにした。

また、今年七、八月に公団と同委員会委員らが現地調査した結果、ダム建設による水没地とその周辺で新たに六種のコウモリの生息が確認されたことも報告された。

うち四種は環境庁がレッドリストに掲載している絶滅危ぐ種のクロホオヒゲコウモリ、モリアブラコウモリ、カゲヤコウモリ、コチングコウモリ。公団は今後、これらのコウモリの保護を図るための調査を進めていくという。

## ワシタカ類幼鳥3羽

### 徳山ダム周辺で確認 水資源公団

岐阜県藤橋村で徳山ダム建設を進める水資源開発公団は六日、工事予定地周辺で実施した本年度のワシタカ類モニタリング調査で、イヌワシの幼鳥二羽、クマタカの幼鳥一羽を確認した。公団は今回の調査の結果、進行中の工事との関連性については明確な言及を避けた。

調査対象は事業で影響を受ける可能性があるイヌワシ二羽が、クマタカ九羽が、確認したイヌワシの幼鳥のうち二羽は昨年に生

まれている可能性もある。イヌワシの幼鳥は、一九九七年度調査で一羽を確認して以来、公団は今回の幼鳥確認を「朗報」と受け止めている。

また、クマタカの幼鳥は九六年度調査で二羽、九七年度と九八年度の調査でも一羽ずつ確認。今回の一羽確認という調査結果の評価については公団中部支社は一明確なコメントは出しにくく、「(特定事業グループ)としている。

今回はクマタカの調査中



にオオタカの幼鳥二羽も確認した。公団は予定地周辺でオオタカが主として生息していることが把握していたが、幼鳥の確認は初めてという。

9/7  
中日新聞 ↓

10/5 →  
中日新聞

# 徳山ダム裁判 第8回口頭弁論(9/13)報告

## ◎住民訴訟

被告側：資料については、争点整理をしていただいた上で出すものは出す

原告側：第6準備書面で長良川河口堰三重訴訟の名古屋高裁判決を引用

被告資料には中間集計資料はないかどうかを確認

そもそも一般会計から出す根拠があるのか

証拠の目的と必要にずれがある

裁判長：だいたい争点が出てきたので争点整理したい

<11月1日、12月6日午後1時半～>

## ◎行政訴訟

被告側：第7準備書面、第8準備書面

原告側：求積明書はフルプランとの関係を聞いている

事業認定はいったい何に基づいているのか

富田(水公団職員)資料と事業認定申請時資料との関係はどうなっているのか

被告側：フルプランは直接には事業認定の対象にしていない

富田資料は事業認定申請時資料に基づいて作成した

元の資料があるので提出せよという指示があれば出す

原告側：フルプランから10年経過してどうなのかが必要

裁判長：事業認定時に出している資料があれば比較対照したい

原告側：フルプラン時資料と事業認定時資料を出してほしい

被告側：フルプラン時については関係がない

元資料については検討させていただく

原告側：事業認定申請時における利水に関する資料いっさいを出してほしい

被告側：検討していただく

フルプラン時は国土庁になる

裁判長：証人は原告側申請3人と被告側申請3人でよいか

被告側：富田は資料整理しただけで、認定庁・山崎房長証人で確かめたい

原告側：まとめただけといっても、合理性が必要

岐阜県・山崎和久証人だけか、愛知県、名古屋市は？

被告側：岐阜県だけである(注：愛知県、名古屋市には拒否された可能性あり)

裁判長：陳述書と証拠の状況で12月6日の持ち方をどうするか

原告側：レジュメ程度は出せるようにしたい

被告側：山崎房長は9月中旬に陳述書を出す

裁判長：次回は弁論準備的に行いたい

証拠調べに入る予定 <1月17日、2月21日 いずれも午前&午後>

(以上 まとめ 三浦 真智)

これからいよいよ本番！長時間審理(証人尋問)の日程も組まれました。是非傍聴を！

住民訴訟：11月1日(水)13時30分 準備手続(ラウンドテーブル)

12月6日(水)13時30分 口頭弁論

行政訴訟：12月6日(水)13時30分 口頭弁論

1月17日(水)10時(～16時) 口頭弁論(証拠調べ)

2月21日(水)10時(～16時) 口頭弁論(証拠調べ)

---

「やめよ！徳山ダム」 徳山ダム建設中止を求める会 代表：上田武夫

編集責任：近藤ゆり子 事務局 大垣市田町1-20-1

TEL/FAX 0584-78-4119 Email: tokuyama@geocities.co.jp

URL: <http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1214/>

郵便振替：00800-7-31632 年会費 2000円